平成２１年（フ）第１７７号
福島県郡山市菜根５丁目14番３号
債務者　安齋　康男
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
福島県郡山市菜根５丁目14番３号
債務者　岡部　時子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
福島県田村市滝根町広瀬字八幡平50番地１
債務者　阿久津弘子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
福島県白河市鬼越77番地２県営住宅１号棟17号室
債務者　今野　　優
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
福島県白河市鬼越77番地２県営住宅１号棟17号室
債務者　今野美由紀（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
神戸市北区ひよどり台２丁目33番地の13
債務者　田中　繁樹（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９９号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド住宅45号棟1403号室
債務者　荻野　知彦
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０６号
兵庫県三田市つつじが丘南２丁目１番地２
債務者　中野美智子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３０号
神戸市灘区灘北通７丁目１番２号ブリード神戸壱番館202号
債務者　椛谷　敏治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３１号
神戸市灘区灘北通７丁目１番２号ブリード神戸壱番館202号
債務者　椛谷　友紀（旧姓瀬合）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３７号
神戸市兵庫区東山町１丁目10番１―1076号
債務者　進通眞砂行
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４６号
神戸市東灘区青木５丁目４番３号　シャルマン青木303号、従前の住所神戸市灘区灘南通４丁目３番22号
債務者　岡本禎博こと　岡本　貞博
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４８号
神戸市須磨区白川台５丁目６番地の５サニーパレス白川台203号、前住所神戸市兵庫区駅前通５丁目３番25―502号
債務者　宮内　成子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３号
佐賀県伊万里市大坪町乙246番６―102号、住民票上の住所佐賀県伊万里市大坪町乙4517番地
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９２号
福島市矢剣町27番10号
債務者　菊地　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４１２号
北九州市小倉北区片野３丁目15番３―406号
債務者　宇川　咲子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６１７号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目11番22―203号
債務者　和田　依子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６３１号
福岡県中間市中鶴１丁目２番１号
債務者　下田　正義
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部